

## 平成 28 年度第 2 回綾川町都市計画審議会

### 参 考 資 料

1	地域地区指定の基本的な方針	・・・	1
2	綾川町用途地域指定方針（案）	・・・	2
3	用途地域内の主な形態規制等について	・・・	6
4	綾川町宅地等の開発事業に関する指導要綱	・・・	8

平成 28 年 10 月 26 日（水）



# 地域地区指定の基本的な方針

(平成 28 年度第 1 回綾川町都市計画審議会資料から抜粋)

## ■ 用途地域指定検討区域

都市計画マスタープランによる中心拠点としますが、公共交通の利便性と、徒歩で移動できる一定の生活圏内に、病院、老人福祉センター、買い物等都市生活を支える様々なサービス機能を担う施設の整備又は機能更新を誘導する観点から、地域の状況を踏まえ、原則として綾川駅から半径 800m 圏域、滝宮駅から半径 500m 圏域において、建築物の適正立地や人口密度等を勘案して、適切な範囲を定めることとします。

## ■ 用途地域を定めないこととする区域

優良な農地との健全な調和を図るとともに、災害に強く安全なまちづくりを実現するため、原則として、下記の区域を含まないこととします。

- ① 農業振興地域など農業上の土地利用が図られるべき地域については、必要な調整が図られるものに限るものとしませんが、農用地区域については用途地域の指定を行わないものとしします。
- ② 保安林等の森林として保全すべき地域などにおいては、用途地域の指定を行わないものとしします。
- ③ 次に掲げる区域その他の溢水、湛水、がけ崩れ等による災害の発生のおそれのある区域を含まないこととします。

ア 土砂災害特別警戒区域

イ 地すべり防止区域

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

ただし、災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅等が集積している地区等については、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案して、判断するものとしします。

## ■ 用途地域の選定

都市計画マスタープランによる市街地整備の方針や新駅設置に伴う新まちづくり構想による考え方にに基づき、現状の土地利用やその動向、建築物の用途や形態を調査し、都市基盤施設及び公共施設の整備状況、幹線道路と沿道の土地利用との調和、公共交通の利便性・円滑な道路交通の確保などを勘案した上で選定するものとしします。

# 綾川町 用途地域指定方針（案）

## 1 基本方針

用途地域指定対象地域は鉄道駅を中心とする町の中心市街地と位置づけられる区域であることから、人口及び生活機能の集積を促進するとともに、既存の住宅団地の環境保全、周辺の営農環境と調和した良好な居住環境の形成を図るため、住居系を主体とする用途地域を基本とする。

また、併せて本町の核となる既存の大規模集客施設を中心とした地域には商業系の用途地域を指定する。

## 2 基本的な考え方

- 1) 中心市街地の形成を図るため、国道 32 号から県道高松琴平線の間を中心に中高層の住居系用途地域を基本とする。また、住居系用途地域の選定にあつては、生活利便性を確保するため、少なくとも、小規模な日用品販売店舗等の立地を可能とする。
- 2) 原則として、既に商業施設の立地が見られ、道路交通騒音が環境基準を超過している又は超過することが予想される幹線道路沿道には、主として住居の環境を保護するための区域は定めない。
- 3) 原則として、鉄道沿線には、住居専用地域は定めない。
- 4) 原則として、住居専用地域と商業地域とは接して定めない
- 5) 幹線道路沿道等

幹線道路等の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地域については、商業地域、近隣商業地域又は準住居地域のうちから適切な用途地域を定める。

幹線道路沿道等に用途地域を指定する場合、道路境界からの一定の距離による指定が一般的であり、幹線道路の幅員や交通量、沿道への立地が想定される建築物の敷地等を考慮して、概ね 30～50m程度で定める。また、既存建築物の立地状況等によっては、街区形状に応じて指定範囲を設定することも考えられ、この場合は概ね 1～2 宅地程度で定める。

## 3 地域選定の考え方

### 1) 住居専用系地域

住居の環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し、住居の専用性を高める必要がある市街地について、建物の用途や形態（建ぺい率、容積率、高さなど）の混在の程度を考慮した上で、さらに、不適格建築物の分布状況、今後の開発・保全に関する需要及び隣接する用途地域との関係も考慮して次の用途地域を指定する。

#### ① 第二種低層住居専用地域

良好な住居の環境を有する低層住宅地の形成を図る地域のうち、主要な生活道路に面する地域など、住民の日常生活圏にも配慮して小規模（床面積 150 m<sup>2</sup>以下）な日用品販売店舗等の立地を許容あるいは誘導する地域について、第二種低層住居専用地域を指定する。

##### 【対象地域】

既存の環境良好な低層住宅地、低層住宅地の形成を誘導すべき地域

### 【建築物用途】

作業場の床面積が 50 m<sup>2</sup>以下（2 階以下）のパン屋、米屋、自転車店等の立地が可能

#### ■建ぺい率・容積率等の指定基準

指定区域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さの 最高限度
良好な住居の環境を有する低層住宅地の形成を図る地域のうち、住民の日常生活圏にも配慮して小規模な日用品販売店舗等の立地を許容あるいは誘導する地域	60	200	10m

#### ■規模・形状

- ・おおむね 2ha 以上の規模となるように設定する。なお、異なる建ぺい率・容積率を定める場合は 2ha 以上とする。
- ・隣接する他の住居専用地域も含めた一団の規模がおおむね 20ha 以上となるように配置する。
- ・形状が不整形でないこと。

## ② 第二種中高層住居専用地域

良好な住居の環境を有する中高層住宅地の形成を図る地域のうち、主要な生活道路に面する地域など、住民の日常生活の利便に配慮して中規模（床面積 1,500 m<sup>2</sup>以下）な店舗等の立地を許容あるいは誘導する地域については、第二種中高層住居専用地域を指定する。

### 【対象地域】

本用途地域における住居系用途地域のベースとなる地域

国道 32 号から南側で県道高松琴平線の間

### 【建築物用途】

床面積 1,500 m<sup>2</sup>以下（2 階以下）の店舗、事務所等の立地が可能

危険物の貯蔵処理施設（非常に少ない施設）の立地の恐れがある。

#### ■建ぺい率・容積率等の指定基準

指定区域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さの 最高限度
良好な住居の環境を有する中高層住宅地の形成を図る地域のうち、住民の日常生活の利便に配慮して中規模な店舗等の立地を許容あるいは誘導する区域	60	200	—

#### ■規模・形状

- ・おおむね 10ha 以上の規模となるように設定する。なお、異なる建ぺい率・容積率を定める場合は 2ha 以上とする。
- ・隣接する他の住居専用地域も含めた一団の規模がおおむね 20ha 以上となるように配置する。
- ・形状が不整形でないこと。

## 2) 複合住居系地域

住宅を中心としながら、商業・業務系あるいは工業・産業系の用途が複合した市街地について、異なる用途の建物が隣接することによる環境悪化の可能性を念頭に置き、許容される建物の用途や規模等を考慮して次の用途地域を指定する。

### ① 第一種住居地域

中規模程度（床面積 3,000 m<sup>2</sup>以下）の店舗、飲食店、事務所等の都市的機能の共存立地を許容あるいは誘導しながら、住居の環境を保護する地域について、第一種住居地域を指定する。

#### 【対象地域】

鉄道沿線、主要県道沿線等

#### 【建築物用途】

床面積 3,000 m<sup>2</sup>以下の店舗、事務所等の立地が可能

ホテル・旅館、遊戯施設（ボーリング場等）の立地が可能

畜舎、工場、危険物貯蔵倉庫等の立地の恐れがある。

#### ■建ぺい率・容積率等の指定基準

指定区域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さの 最高限度
中規模程度の店舗、飲食店、事務所等の都市的機能の共存立地を許容あるいは誘導しながら、住環境の保護を図る区域	60	200	—

#### ■規模・形状

- ・おおむね 5ha 以上の規模となるように設定する。なお、異なる建ぺい率・容積率を定める場合は 2ha 以上とする。（ただし、路線的に指定する場合はこの限りでない。）
- ・形状が不整形でないこと。

### ② 準住居地域

道路の沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護する地域について、環境保全に十分配慮した上で、準住居地域を指定する。

#### 【対象地域】

県道高松琴平線（旧国道 32 号）沿線

#### 【建築物用途】

床面積 10,000 m<sup>2</sup>以下の店舗等の立地が可能

床面積 3,000 m<sup>2</sup>を超える事務所の立地が可能

カラオケボックス、映画館、パチンコ屋等の立地が可能

作業場の床面積 150 m<sup>2</sup>以内の自動車修理工場の立地が可能

倉庫業倉庫の立地の恐れがある。

■建ぺい率・容積率等の指定基準

指定区域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さの 最高限度
幹線道路沿道の住宅地で、道路の沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便の増進を図る区域	60	200	—

### 3) 商業系市街地

商業系市街地については、都市における商業業務機能の適正な構成及び配置を図る観点から、道路・鉄道の交通ネットワーク形成状況との関係を考慮した上で、さらに、商業地としての機能・役割、広域都市圏全体として必要な商業規模等も考慮して次の用途地域を指定する。

#### ① 商業地域

都市圏を超える広域的な商圈を有し、地域の拠点として位置づけられる商業施設を含む地域等で、鉄道駅周辺や幹線道路沿道など、都市基盤施設の整備状況を勘案した上で商業・業務の集積を図るべき地域について、商業地域を指定する。

【対象地域】

イオンモール綾川を中心とした商業施設集積地

【建築物用途】

キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等の立地が可能

■建ぺい率・容積率等の指定基準

指定区域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さの 最高限度
広域的な商圈を有し、地域の拠点として位置づけられる商業施設を含む地域等で、鉄道駅周辺や幹線道路沿道など、都市基盤施設の整備状況を勘案した上で商業・業務の集積を図るべき地域	80	300	—

#### ② 近隣商業地域

商店街、鉄道駅周辺や郊外の小規模な商業地など、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を主たる内容とする店舗等の立地を図る地域や、隣接する住宅地との調和を図る必要がある商業地について、近隣商業地域を指定する。

【対象地域】

国道 32 号沿線（4 車線）、町役場・滝宮駅周辺

【建築物用途】

床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の店舗等立地が可能

■建ぺい率・容積率等の指定基準

指定区域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さの 最高限度
近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を主たる内容とする店舗等の立地を図る地域や、隣接する住宅地との調和を図る必要がある商業地の区域	80	200	—

## 用途地域内における主な形態規制等について

用途地域等		第二種低層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	指定なし	
22 条指定区域		県が指定する区域内 ※県内の用途地域の指定がある区域はすべて指定されている						—	
容積率(%)		200				300		200	
最大幅員の前面道路が幅員 12m 未満の場合		幅員(m)×0.4				幅員(m)×0.6			
建ぺい率(%) ※角地の場合は+10%		60				80	80	70	
絶対高さ(m)		10	—						
斜 線 制 限	道路斜線	適用距離(m)	20				20		
		勾配	1.25				1.5		
	隣地斜線	立ち上がり(m)	—	20			31		
		勾配	—	1.25			2.5		
	北側斜線	立ち上がり(m)	5	—					
		勾配	1.25	—					
日 影 規 制	対象建築物		軒高 7m 超 又は 3 階	10m超			—		
	測定面(m)		1.5	4			—		
	規制時間(時間)	5m ライン	4		5		—		
		10m ライン	2.5		3		—		



## ● 2 2 条指定区域

区域内にある建築物が隣地の火事による延焼を免れるために屋根や外壁について、一定の基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする必要がある区域です。

## ● 前面道路の幅員による容積率の制限

前面道路の幅員が 12m 未満の場合、幅員 × 定められた率と容積率とを比較して、低い方の率となります。

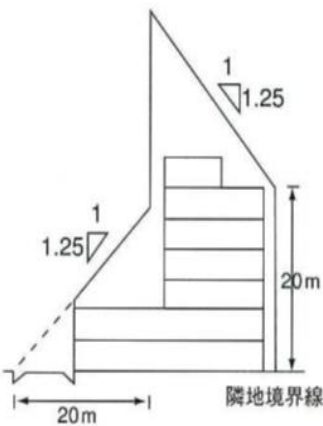
＜第一種住居地域、前面道路 4m、容積率200%の場合＞

$$4\text{m} \times 0.4 (\text{定められた率}) \times 100 = 160\% < 200\%$$

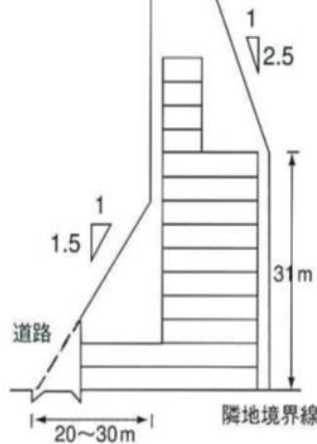
したがって、容積率は160%になります。

## ● 高さ制限の例

住居系用途地域の場合

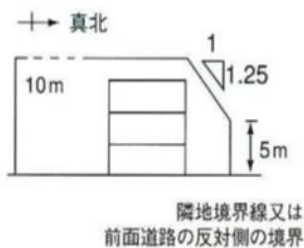


その他の場合



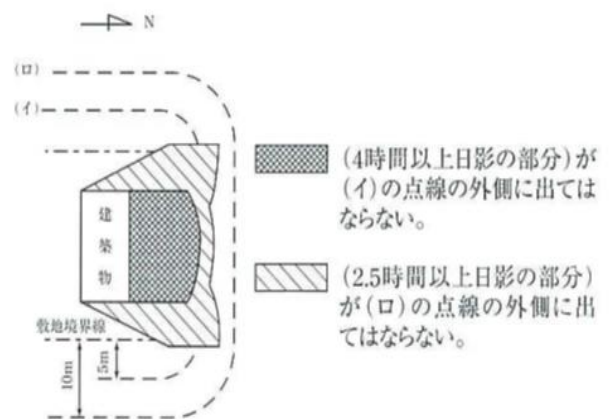
北側斜線・絶対高さ

(第1種・第2種低層住居専用地域)

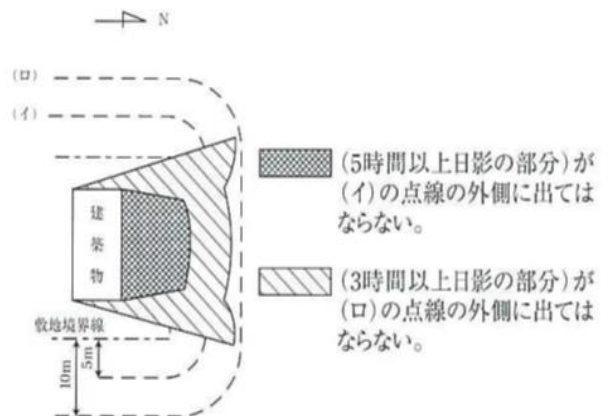


## ● 日影規制

第一種低層住居専用地域 } 平均地盤面から高さ1.5mの水平  
第二種低層住居専用地域 } 面における冬至日の日影  
第一種中高層住居専用地域 } 平均地盤面から高さ4mの水平  
第二種中高層住居専用地域 } 面における冬至日の日影



第一種住居地域 } 平均地盤面から高さ4mの水平面に  
第二種住居地域 } おける冬至日の日影  
準住居地域 }



# 綾川町宅地等の開発事業に関する指導要綱

平成 18 年 3 月 21 日

告示第 114 号

## (目的)

第 1 条 この告示は、綾川町の区域内における主として建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に定めるものをいう。)の建築又は特定工作物(都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)第 1 条に定めるものをいう。)の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質を変更する開発事業(以下「開発事業」という。)の施行に当たり、一定の基準をもって規制し、指導することにより、町の秩序ある発展と住民福祉の向上を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第 2 条 開発事業の種類は、別表のとおりとする。

- 2 この告示は、開発事業のうち、次の各号のいずれかに該当する開発事業を施行する者(以下「事業者」という。)に対して適用する。
  - (1) 開発事業施行区域(以下「開発区域」という。)の面積が、不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)に基づく登記簿地積 1,000 平方メートル以上の開発事業
  - (2) 3 戸(中高層又は共同住宅については、1 世帯を 1 戸とみなす。)以上の開発事業
- 3 同一事業者(実質的に同一と町長が認めた事業者も含む。)が、既に開発行為を行っている区域又は開発行為の完了届を提出して 1 年以内の区域に隣接して開発を行う場合は、これらの合計面積をもってこの告示を適用する。
- 4 この告示は、次に該当する場合は適用しない。
  - (1) 農林漁業の用に供する建築物(畜舎、サイロ、温室、農機具収納施設、農林水産物集出荷施設等)及びこれらを営むものの住宅を建築するための開発事業
  - (2) 公益上必要な建築物(鉄道施設、社会福祉施設、医療施設等)を建築する目的で行う開発事業
  - (3) 国及び地方公共団体が行う開発事業
  - (4) 公社、公団及び公共的団体が行う開発事業のうち町長が認めた開発事業
  - (5) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の許可を受けて行う開発事業
  - (6) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業
  - (7) 主として、自己の居住の用に供する住宅を建築するための開発事業
  - (8) 町長が特に必要と認めた開発事業

## (事前協議)

第 3 条 事業者は、開発事業を計画しようとするときは、事前にその規模構想等を町長と協議しなければならない。なお、農業振興地域内の農用地区域を含む場合は、農用地利用計画変更申請の時点にこの協議を行うものとする。

- 2 事前協議は、宅地等の開発事業施行協議書(様式第 1 号)表題に「事前」と記載するものとする。ただし、同一事業者(法人登記簿上、役員等が同一の場合は、同一事業者とみなす。)による住宅施設関係の開発事業の場合、1 開発事業地の区画形質の変更が完了しなければ提出できないものとする。なお、開発協議済地を含む 3 開発事業地までは提出できるものとする。

(協議書の提出)

第4条 事業者は、事前協議に基づき開発事業を計画したときは、関係官公庁に許・認可申請をする前に町長に対して宅地等の開発事業施行協議書(様式第1号)を提出しなければならない。また、開発事業区分の変更若しくは廃止又は事業者の変更があるときは、事前に町長と協議しなければならない。この場合、宅地等の開発事業施行協議書(様式第1号)表題に「変更(又は廃止)」と記載するものとする。

2 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第29条各項に基づく開発行為を行おうとする者は、宅地等の開発事業施行協議書(様式第1号)に示す添付書類を省略することができる。

(町長の指示と関連事項の協議)

第5条 町長は、前条により提出された協議書を審査し、必要な事項について指示するとともに、関連する事項について協議する。

2 事業者は、前項の指示及び協議事項に基づき、協議書の内容を修正しなければならない。

(告示の遵守)

第6条 事業者は、この告示を遵守し、町長が命ずる担当職員と緊密な連絡を保ち、その指示に従って施行しなければならない。

2 町長は、開発事業施行期間中、必要に応じ担当職員を開発区域に立ち入らせ、協議事項の確認及び指示をすることができる。

3 合理的理由なくこの告示等に従わないで行った開発事業に対しては、本町の行う行政のすべてについて協力しないこともある。

(防災対策)

第7条 事業者は、開発事業の施行に当たって、災害及び公害の防止、住民の生命、財産の保護、文化財及び自然環境の保全等について必要な措置及び適切な配慮を払わなければならない。

(公共施設)

第8条 事業者は、自己の負担において、開発区域内に必要な道路、公園又は緑地、消防の用に供する貯水施設、交通安全施設その他町長が必要と認める施設等を平成24年4月香川県土木部建築指導課発行の都市計画法に基づく開発許可の手引のうち開発許可基準(以下「基準」という。)に従って整備しなければならない。ただし、開発事業が法第29条第1項本文に該当する開発行為(1,000平方メートル以上)の場合は、法第33条の開発許可基準に基づき、整備しなければならない。また、この開発行為により新たに設置される公共施設については、法第32条に基づき、事前に町長と協議しなければならない。

(上水道施設)

第9条 事業者は、町上水道配水管から分岐して、開発区域内外に給水するための上水道施設を施工しようとするときは、あらかじめ町長の同意を得た後、自己の負担において施工しなければならない。

2 前項の上水道施設の施工に関しては、綾川町水道事業給水条例(平成18年綾川町条例第137号)により、綾川町水道工事指定業者が施工しなければならない。

(公益的施設)

第10条 事業者は、自己の負担において開発区域内に集会施設、環境衛生施設その他町長が必要と認める公益的施設等を基準に従って整備しなければならない。

(接続道路)

第11条 事業者は、既設道路から開発区域内に通じる道路を新設し、又は改良する必要があるとき、若しくは町長が通行上必要があると判断したときは、町長と協議の上、自己の負担において施工しな

なければならない。特に、既設道路が町道の場合は、事前に道路管理者と協議しなければならない。

2 前項の道路の規模、構造等については、基準に従って整備しなければならない。

(既設道路等の補修及び復旧)

第 12 条 事業者は、開発事業施工のため車両、建設機械等が既設道路を通行する必要があるときは、通行経路、方法等を定めてあらかじめ関係する道路管理者等と協議しなければならない。

2 通行に際しては、適宜維持補修を行い、一般通行者の交通安全対策に留意するとともに、損傷したときは、直ちに道路管理者等に報告し、その指示に従い自己の負担において復旧しなければならない。

(汚水処理施設)

第 13 条 事業者は、開発区域内における汚水(雨水を除く。)処理については、関係法令を遵守し、基準に従い水利関係者の同意を得て町長と協議の上、その処理方法を決定しなければならない。

2 事業者は、前項の処理施設(排水管も含む。)を自己の負担において施工するとともに完成後の維持管理についても責任を負わなければならない。

3 事業者が宅地等の造成のみで分譲し、譲受人において建設等を行う場合は前 2 項の事項については譲受人が履行する旨を売買等の契約条項としなければならない。

(排水施設)

第 14 条 事業者は、施工区域流域から流出する雨水の排水については、基準に従い計画を定め関係者(土地改良区を含む。)と協議の上、その関係者の同意書を添付し自己の負担により排水施設を施工しなければならない。

2 前項の排水施設の末端が、既設の用水路又は排水路に接続して下流に放流する場合は、既設の用水路及び排水路の改良及び補修についても同項の規定を準用する。

3 事業者は、前 2 項の排水施設の計画及び施工に際し、既存の農業水利慣行(集水区域、承水路、用水路、排水路系統等)を尊重し、地域産業に支障を来さないよう検討しなければならない。

(ため池)

第 15 条 事業者は、開発区域にため池(池沼を含む。)が存在する場合は、原則として保存しなければならない。

2 開発事業計画上、やむを得ず埋立てを必要とするときは、上流集水区域の排水対策、火災時における周辺地域の水源対策その他防災対策等を計画検討し、関係水利団体及び周辺利害関係者と協議し、その同意を得た後、町長と協議しなければならない。

3 事業者は、前項による同意、協議を行った後、関係官公庁に対して公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)及びため池の保全に関する条例(昭和 41 年香川県条例第 36 号)その他関係する諸法令等の許認可の手続を行わなければならない。

(公共用財産の用途廃止等)

第 16 条 事業者は、開発事業計画上やむを得ず開発区域内にある公共用財産(公衆用道路、河川、用悪水路、提塘、井溝等の公共施設)の用途を廃止し、払下げを受けようとする場合、これに代わるべき施設の施行等とあわせ、当該施設の利害関係者と協議し、その同意を得た後、町長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項による用途廃止、払下げについて同意協議を行った後、関係官公庁に対して国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)その他関係する諸法令等の許認可の手続を行わなければならない。

(交通機関)

第 17 条 事業者は、開発区域の内外に通ずる路線バス等の運行を必要とする場合は、あらかじめ町長

と協議しその同意を得た後、関係機関と協議しなければならない。

(電気・通信施設)

第 18 条 事業者は、開発区域の電気及び通信施設の改良、変更等を必要とする場合は、町長及び関係機関と協議し、施設設置に協力しなければならない。

(利害関係人に対する説明と紛争の解決)

第 19 条 事業者は、開発区域周辺に及ぼす影響を考慮して、事前に事業計画の内容を利害関係人に説明し、かつ、理解を得るよう努めなければならない。

2 関係行為に起因して生じた第三者との紛争は、すべて事業者の責任と負担において解決するものとする。

(自治会組織)

第 20 条 事業者は、開発事業完成後、開発区域に居住するものに対して適当な規模の自治会組織を結成するよう周知徹底し、町行政の運営に貢献するよう努めなければならない。また、町行政との連絡周知のため広報施設の設置に努めるものとする。特に事業者は、住宅施設の開発に係る分譲に当たり第 8 条及び第 10 条の施設の維持管理義務と経費負担が、原則として買受人に対して承継される旨を売買等の契約条項としなければならない。

(協定書及び承継義務)

第 21 条 町長と事業者は、この告示に基づき協議し、決定した事項についての協定書(様式第 2 号)を締結し、協議事項の履行について双方誠意をもって努めなければならない。また、事業完了時には完了届(様式第 3 号)を提出し、指示事項について完了検査による確認を受け、改善事項がある場合は速やかに履行しなければならない。協定書締結後又は完了届提出後に、事業者を変更する場合は、この告示で協議した一切の内容を変更後の事業者が引き継がなければならない。

(寄附採納)

第 22 条 事業者は、完了届提出後、開発区域内の公共施設及び公益的施設に供する土地を町へ寄附しようとする場合は、綾川町公共用財産寄附受納事務取扱要領(平成 18 年綾川町告示第 11 号)に従って所定の手続をとらなければならない。

(その他)

第 23 条 この告示の施行に必要な事項は、基準で定める。

第 24 条 この告示の運用について重要な協議事項が発生した場合は、町長が別に定める協議会で審議し、必要に応じて学識経験者の助言を求めるものとする。

第 25 条 この告示に準ずることが難しいもの又はその定めのない事項については、町長がその都度決定する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の綾南町宅地等の開発事業に関する指導要綱(平成 6 年綾南町要綱第 1 号)又は綾南町宅地等の開発事業に関する指導要綱施行細則(平成 6 年綾南町細則第 1 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示は、旧綾上町の区域には当分の間適用しない。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日告示第 175 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

適用する開発事業の種類

番号	区分	該当する施設等の名称
1	住宅施設関係	住居、共同住宅、下宿、寄宿舎
2	劇場関係	劇場、映画館、演劇場、観覧場
3	宿泊施設関係	旅館、ホテル、簡易宿泊場、合宿所、ユースホステル、レストハウス
4	事務所・店舗関係	事務所、店舗、マーケット、料亭、貸席、百貨店、飲食店、レストラン
5	娯楽施設関係	遊技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、遊園地、ボーリング場、スケート場
6	自動車車庫関係	自動車車庫、駐車場(露天駐車場を除く。)、ガソリンスタンド
7	工場関係	工場、資材置場(建築を伴わないものを除く。)、石材加工場
8	1～7 以外の施設関係	1～7 以外の土地の区画形質変更が伴う開発事業

